

公共工事設計労務単価等の改定（令和8年3月）に伴う特例措置等の実施について

神奈川県内広域水道企業団においては、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価等の上昇を受け、工事請負契約及び計画調査委託契約について、次の措置を実施します。

なお、計画調査委託契約は、設計業務、測量業務、地質業務等であり、庁舎等の管理、樹木管理、清掃管理、警備等、公共工事に関連しない業務委託は対象外です。

1 公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置の実施

(1) 工事契約

令和8年3月17日以降に契約する工事請負契約のうち、標記改定前の公共工事設計労務単価を適用して積算されたものについて、工事請負契約書第59条の規定に基づく請負人からの請求（契約の日から1か月以内）により、請負金額の変更の協議を行い、令和8年3月版の公共工事設計労務単価（以下、「新労務単価」という。）に基づく請負金額に変更することができます。

ア 請負金額の変更

変更後の請負金額について、次の方式により算出します。

$$\boxed{\text{変更後の請負金額} = P_{\text{新}} \times K}$$

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

K : 当初契約の落札率

イ 請求方法及び請求期限

別添の様式Aに基づき、担当（発注）所属あて請求してください。

(2) 計画調査委託契約

令和8年3月17日以降に契約する計画調査委託契約のうち、標記改定前の設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価を適用して積算されたものについて、計画調査委託契約書第57条の規定に基づく受注者からの請求（契約の日から1か月以内）により、業務委託料の変更の協議を行い、令和8年3月版の設計業務委託等技術者単価（以下、「新技術者単価」という。）及び新労務単価に基づく業務委託料に変更することができます。

ア 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の方式により算出します。

$$\boxed{\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times K}$$

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

K : 当初契約の落札率

イ 請求方法及び請求期限

別添の様式Bに基づき、担当（発注）所属あて請求してください。

2 賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用

一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するための工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）を次のとおり適用します。

(1) 適用対象（工事）

令和8年3月17日以前に契約した工事のうち、残工期が基準日から2か月以上あるものを対象とします。なお、工期延長の予定があるものは、予定工期を考慮することができます。

(2) 請負金額の変更額（スライド額）

賃金水準又は物価水準の変動による請負金額の変更額（スライド額）は、当該工事請負契約に係る変動額のうち、請負金額から基準日における出来形部分に相当する請負金額を控除した100分の1に相当する金額を超える額とします。

(3) 請求方法

別添の様式1に基づき、担当（発注）所属あて請求してください。

（問い合わせ先
総務部 契約検査課
TEL 045-363-4961）